

保健福祉課からのお知らせ【お問い合わせ (0868) 54-2986】

「健康のむらづくり事業」への取り組みを募集します

●補助の対象となる事業
連絡区長単位及びその集合体で組織する団体で取り組む健康づくり事業

●申請期限
平成27年4月30日（木）期限厳守

●実施期間（基本）
平成27年4月1日～平成28年3月31日

●補助金

〔補助基準〕

▼補助金は年間16万円までとする。
▼事業区分ごとに、1回（1日）実施で2万円以内、2回（2日）実施で3万円以内、3回以上（3日以上）実施で4万円を限度とする。

〔注意事項〕

▼補助の対象は、スポーツ大会等の景品代、飲み物代、施設使用料、健康教室等の講師料、材料代、料理教室での原材料費（既製の惣菜等は対象外）を基本とします。
できあいの弁当、惣菜等、アルコール類、商品券・図書券等の金券は対象外になります。
講師の謝礼については、必ず簡単な講師経歴書を添えてください。また、町より委嘱されている愛育・栄養委員などは対象になりません。
実績報告の際には、実施内容のわ

補助の対象となる事業例

事業区分	活動の具体例	備考
健康教室	健康に関する講演会及び学習会等 （高血圧予防、介護予防、認知症予防、転倒予防、腰痛予防、救急講習など）	・同日に料理教室と体操教室等、2種類の事業を実施した場合、1事業とみなします。
料理教室	各種料理教室（子ども、親子、食育、男性等） （減塩食、生活習慣病予防食、郷土食、行事食など）	・地域でのウォーキング・スポーツ交流運動会 ・各種の運動教室・体操教室（3B体操、親子体操、ゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、レクリエーションなど）
運動・体操、スポーツ		・継続した各種教室等は、1事業とします。
その他	町長が特に必要と認めるもの	

保健福祉課健康係

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業廃止のお知らせ

平成27年度より寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業を廃止いたしますので、お知らせいたします。

ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

保健福祉課福祉係

平成27年4月1日から、特別養護老人ホーム等の多床室の居住費が変わります

多床室における居住費は、家計調査における光熱水費を参考に設定されていますが、直近の調査の額が、現行の居住費の基準費用額・負担限度額を上回っていることから、見直しが行われました。

（改定前…320円、改定後…370円）

これにあわせて、利用者負担第2段階及び第3段階の方の負担限度額についても、320円から370円に改定されます。

平成27年4月以降に発行する介護保険負担限度額認定証には改定後の額（370円）が記載されますが、3月31日以前発行の、第2段階及び第3段階の方の認定証には、改定前の額（320円）が記載されています。改定前の額の記載された認定証をお持ちの方は、この額を改定後の額（370円）に読み替えてご使用ください。

保健福祉課介護保険係